香南市未来人材育成奨学金返還助成事業

公　募　要　領

香南市商工観光課

１．事業の目的

「香南市未来人材育成奨学金返還助成事業」は、大学等卒業後、香南市に住所を置き、市内に事業所等を有する事業主に正規雇用され、又は市内において起業する若年者を対象に、奨学金の返還額の一部を助成することにより、人材の確保と市への定着を図ることを目的としています。

２．受付期間

令和６年３月３１日まで

３．対象者

・香南市に住所を有し、現に居住している者
・認定申請書を提出する日の属する年度の４月１日時点の年齢が 40 歳未満である者
・奨学金（※２）を返還の予定であるか返還中である者
・令和２年４月１日以降に香南市に事業所等を有する事業主（第 1 次産業を除く個人又は法人等）に正規雇用され新たに就職した者又は令和２年４月１日以降に本市において起業する者（第１次産業を除く）
・市税等の滞納がない者
・奨学金等の返還の滞納がない者

※１　大学等…大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校、高等学校、職業能力開発総合大学校、職業総力開発大学及び職業能力開発短期大学

※２　奨学金…日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種、入学時特別増額）、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第 2 条に規定する奨学金、香南市奨学資金貸与条例第 2 条に規定する奨学金、その他市長が認める奨学金等

４．助成内容

・助成額は、当該年度中に返還した奨学金の額の２分の１を乗じて得た額又は当該年度に市内に居住し、かつ、事業所等に就労した期間（1 月に満たない月は切り捨てるものとします）に 10.000 円を乗じて得た額のいずれか少ない方の額とします。
・助成期間は、奨学金等の借入期間の２倍の期間までとします。ただし、96 ヵ月に達する月又は当該助成対象者の年齢が満 40 歳に達した日の属する月のいずれか早い月までを限度とします。
・助成対象者認定申請をする年度の市内居住期間や就労期間が１年に満たない場合、１回目の交付額は対象になる期間に応じて算出した額となります。　→【返還額×（対象月数／１２月)】の２分の１の額
・当該助成金は予算の範囲内で交付するものとします。

５．助成対象者認定申請手続き

助成を希望される方は、まず「助成対象者認定」を受けてください。
認定を受けるには、次の申請書等を商工観光課まで提出してください。

- 香南市未来人材育成奨学金返還助成金助成対象者認定申請書（様式第１号）
- 在職証明書（様式第１号別紙）又は起業を証明するもの
- 住民票の写し
- 奨学金の返還証明書又はこれに準ずるもの
- 大学等を卒業し、又は修了したことを証明する書類
- 市税等の滞納がないことの証明書
- 他の奨学金返還補助制度の適用を受けていないことの誓約書（様式第２号別紙）

〇助成金申請フロー

対象者認定申請（3 月 31 日まで）	→	認定結果通知
上記の対象者認定申請書類･関係書類を提出してください		提出された申請書類を審査し､対象者認定の結果を通知します

＜認定を受けた年度から助成期間終了まで、**毎年度**＞

助成金交付申請（毎年度 3 月 31 日まで）	→	交付決定通知	→	請求書提出	→	助成金支払い
助成金交付申請書類･関係書類を添えて提出してください。		提出された申請書類を審査し､助成金交付決定額を通知します。		助成金交付請求書を提出してください。		請求書受付から 14 日以内に､指定口座に支払われます。

７．申請の受付・お問い合わせ先

香南市商工観光課　商工振興係
〒781-5292　香南市野市町西野 2706（4F）
TEL：0887-50-3013　Fax：0887-50-3014
E-mail: shoukou@city.kochi-konan.lg.jp